

一関市木材利用促進事業費補助金について

市では、一関市産の木材の利用促進を図り、林業振興に資するため、市産材を利用した住宅等の新築又は増改築を行った場合に、施工業者に対して、補助金を交付します。

○補助金の概要

1. 補助事業の実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2. 補助金を申請できる方（補助事業者）

市内に本店又は営業所を有する者で、木造住宅等の新築又は増改築を行う法人又は個人事業主で、次のいずれにも該当する方。

- (1) 市産材を利用して木造住宅等の新築又は増改築に係る工事を実施するもの。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。（建築主にも準用します）
- (3) 前年度から起算して過去3年間市税の滞納がないもの。

3. 補助金算定の対象と補助金の額

補助金算定の対象は、補助事業者が市産材を使用して木造住宅等を新築又は増改築する場合における市産材の使用量とします。

補助金の額は、市産材の使用量1立方メートル（小数点以下切り捨て）に対し25,000円を乗じた額で、上限額は50万円とします。

4. 交付対象住宅等

補助金の交付を受ける場合は、次のいずれにも該当することが条件となっておりますので、ご注意ください。

- (1) 当該木造住宅等における新築又は増改築に係る工事が、申請日時点において着手されておらず、かつ、同一の年度内に完了するものであること。
- (2) 過去に、木材利用促進事業費補助金による補助を受けた木造住宅等でないこと。

5. 予算額 500万円

6. 申請書類

補助金交付要綱や交付申請書等の様式は、本庁農地林務課及び各支所産業建設課窓口に備えているほか、市ホームページの [総合案内トップページ](#)へ>森林・林業>木材利用>一関市木材利用促進事業費補助金からもダウンロードできます。

7. 申請受付

受付場所：本庁農地林務課

受付開始：令和4年4月1日（金）から（土日、祝日の閉庁日を除く）

※ 補助金の額に限りがありますので、補助申請の受付を終了することがあります。ご了承ください。

◆この補助金における用語の解説

- (1) 木造住宅等：建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に掲げる建築物で、木造の個人住宅（共同住宅を除く。）、店舗及び事務所をいう。
- (2) 市産材：市内で伐採された木材（岩手県産材認証推進協議会が発行する岩手県産材産地証明書により県産材であると証明された木材に限る。）をいう。
- (3) 新築又は増改築：市内において、新たに木造住宅等を建てること又は増改築することをいう。
- (4) 施工業者：市内に本店又は営業所を有する者で、木造住宅等の新築又は増改築を行う法人又は個人事業主をいう。

よくある質問(FAQ)

No.	質問	回答
1	なぜ補助金の交付先が施工業者なのですか。	この補助金は、市産材を地元で使うことで、市の林業の活性化につなげることを目的としています。そこで、市産材で建物を建てるという選択肢を増やしてもらうため、補助金の交付先を施工業者様としています。
2	市産材の使用量について、何立方メートルから補助対象となりますか。	1立方メートルから補助対象となります。また、1立方メートル未満の端数は切捨てとなります。
3	市産材の使用箇所を明らかにした図面はどのように作成したらよいのでしょうか。	平面図や立面図の使用箇所にマーカー等で色を付けてください。

4	自己所有の山の木を伐って、市産材として利用したいのですが、補助金の対象となりますか。	県産材認証協議会に加盟している伐採事業者に伐ってもらうことで、岩手県産材産地証明書のある木材となり、この補助金の算定の対象とすることができますので、伐採事業者へご相談ください。
5	別の工事でも申請を行いたいが、いつ申請すればいいですか。	同事業者が別の工事でも申請をする場合は、現在の工事が完了し、補助金請求書を提出したあとになります。
6	予算が限られていますが、補助金の交付決定の順番はどのように決まりますか。	補助金の申請受付順となります。
7	市産材出荷証明書や木材調書に代えて、独自の様式を使用してもいいですか。	市の様式に定める項目が網羅されていれば、独自の様式を使用いただいて構いません。 独自の様式を用いる場合は、1枚目のみ要綱で定める様式で作成し、表中に「別紙のとおり」と記載して、独自様式を添付してください。
8	請求書提出の際に、添付書類として完成写真とあるが、どのような写真が必要ですか。	全景を2方向から撮った写真と木材使用部分の写真を提出してください。（木材調書における部位ごとに1枚）
9	変更承認申請書の提出が必要な時はどんな時ですか。	事業計画書の内容が変更になった時には、変更承認申請書に事業計画書（変更内容を記載したもの）を添付して提出してください。なお、完了年月日が年度を超えることは認められません。

【問い合わせ先】

〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所 農地林務課 林業振興係
 電話：0191-21-8195 FAX：0191-21-4221
 Eメール：nochi@city.ichinoseki.iwate.jp

木材利用促進事業費補助金「申請・交付手続きの流れ」

補助事業者	市	備 考
<p style="text-align: center;">補助金交付申請書 【様式第1号】</p> <p>提出 →</p> <p>〔添付書類〕 ① 事業計画書 ② 同意書 ③ 過去3年度分の納税証明書 ④ 確認済証の写し ⑤ 市産材の使用箇所を明らかにした図面</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">工事着手</p>	<p style="text-align: center;">受 付（本庁）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審 査（本庁）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">交付決定の判断（本庁）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">補助金交付決定通知書</p> <p style="text-align: center;">← 送付</p>	<p>◎市への申請は、工事着手前に行ってください。</p>
<p style="text-align: center;">変更の必要が生じた場合</p> <p style="text-align: center;">変更承認申請書 【様式第4号】</p> <p>提出 →</p>	<p style="text-align: center;">受 付（本庁）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審 査（本庁）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">変更承認通知書</p> <p style="text-align: center;">← 送付</p>	<p>◎変更等の必要が生じた日から15日以内に承認申請してください。</p>
<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">工事完了</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">補助金請求書【様式第5号】</p> <p>提出 →</p> <p>〔添付書類〕 ① 木材利用促進事業費補助金請求書 ② 事業実績書 ③ 市産材出荷証明書（出荷者ごとに作成） ④ 岩手県産材産地証明書 ⑤ 木材調書 ⑥ 完成写真（2方向から撮った全景、木材使用部分 各1枚）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">指定口座へ振込</p>	<p style="text-align: center;">受 付（本庁）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審 査（本庁）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">補助金の支払決定（本庁）</p> <p style="text-align: center;">← 振込</p>	<p>◎令和5年3月31日までに工事を完了させ、補助金請求書を提出してください。</p>